

# ちばやあかたか

老報

## 人の動き

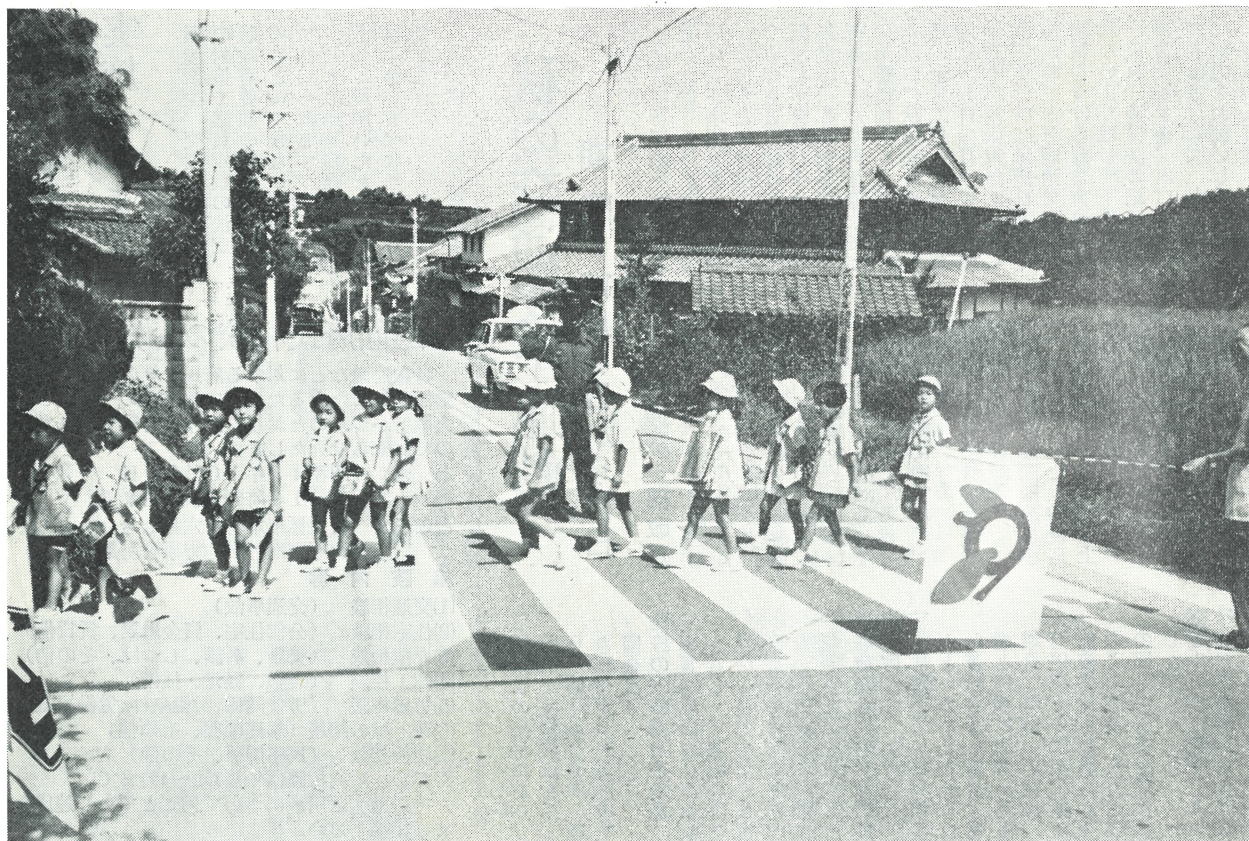
世帯数および人口

(昭和45年9月1日現在)

|     |        |
|-----|--------|
| 世帯数 | 1,098戸 |
| 人口  | 5,166人 |
| 男   | 2,515人 |
| 女   | 2,651人 |

発行所 千早赤阪村役場 TEL (07217) ② 代 0081

印刷 富田林市 東野印刷所



## 新学期始まる

長かった夏休みも終り、日  
焼けた元気な子どもの登園  
姿が、ピチピチした声とともに  
朝の舗道を通って行きました。

今年の夏は、私の村では子  
どものためにプールができて  
一段と楽しさが増しました。  
都会と違って空気もよい、水  
もきれいだ、さんさんと照る  
太陽のもと、緑の山野を思う  
存分走り廻ったのびのびとし  
た逞しい子ども、やがて一人  
前の大人になって活躍する日  
を念じて守り続けよう、愛を  
持って。

# 国勢調査にご協力を

## 10月1日実施されます



## 国勢調査

来る十月一日には第十一回目の国勢調査が実施されます。

国勢調査は、全

環境衛生、交通、防災などの対策や議員定数の決定、財政需要額の算定などに欠くことのできない資料として用いられます。どうか国勢調査の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力下さいますようお願いいたします。

## 巡回府民相談のお知らせ

各種府政などに対する府民よりの問い合わせ要望などにこたえるための広報活動の一環として大阪府がつぎのとおり府民相談を実施されますのでお知らせいたします。

とき 昭和45年10月22日  
午前10時～午後4時まで  
ところ 富田林市本町十六番七号  
大阪府南河内地方事務所講堂

### 相談内容

- (1)交通相談 (交通事故)
- (2)住宅相談 (公営住宅、資金融資、賃貸借)
- (3)児童相談 (養護、教護、しつけ、その他)
- (4)商工相談 (金融、経営、技術)
- (5)労働相談 (労使関係、労働条件、労働福祉)
- (6)花と緑の相談 (家庭園芸、その他)
- (7)法律相談 (民事関係、その他)

ただし、法律相談は午後1時～4時まで  
その他大阪府政について何ごとでもご遠慮なくご相談下さい。

▶電話でのお問い合わせは受付ません

## 秋の交通安全運動

### 期間 10月6日から15日

### 道路交通法一部改正

最近の新聞紙上でも、ご覧のとおり交通事故による死亡者が増加しています。ちよつとの油断が死亡やケガのもととなり、車を運転するドライバーや歩行者各自が、この安全期間中、交通ルールを再認識してこの運動に協力して下さい。なお、秋の運転車講習会は、十月二日(金)千早公民館、五日(月)千早赤阪村立中学校体育館にて開かれます。時間は両日とも午後六時三十分開始ですので講習をうけられる方は、遅れないようにして下さい。なお、講習済の記録印は講習会終了後、出口において押しますので、皆さまのご協力をお願いします。

毎月十五日は、近畿交通安全デーです。

### 酒気おび運転に関する規制罰則

▽酒気おび運転がいつさい禁止されました。

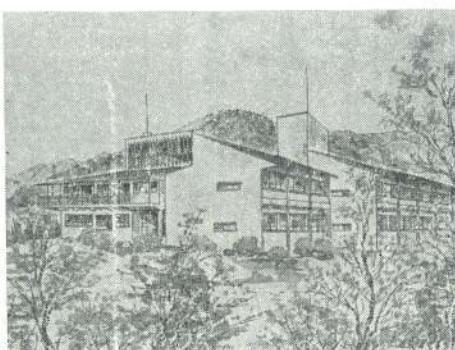
▽酒酔い運転の罰則がきびしくなりました(懲役刑の長期が一二年に引上げられました)

▽酒気おび運転のうち、体にある程度以上のアルコールを保有して運転した場合、処罰されます(三カ月以下の懲役もしくは三万円以下の罰金)

▽交差点の手前で進行方向別(直進、右折、左折)に車輛通行帯が指定されています。

## 休憩 香楠荘

金剛山 伏見峠 八月一日よりオープン



府が昭和四十四年三月から総工費三億五千万円で、金剛山伏見峠に建設を進めていた宿泊施設「香楠荘」(千早赤阪村千早)が完成し

八月一日にオープンしました。金剛山は大阪、奈良、和歌山の三府県にひろがる葛城山脈の主峰で、標高一、二五〇メートル。樹林、溪谷など自然に恵まれ、また楠公ゆかりの地としてその史跡も多く、府民の野外レクリエーションには絶好の場。この金剛山を広く府民の健全な保健、休養の場にするよう香楠荘が建設されたわけですね。この香楠荘は明るい建物に清潔な室内や食堂ロビー、図書室などが設けられています。定員は百一名、申込は、直接往復ハガキまたは、電話〇七二二七(二〇〇代

ているときは、その通行帯を通行しなければなりません。交差点で、右折車及び左折車が進行すべき部分が指定されているときは、その部分を進行しなければならぬことになりました。

▽少年についても交通反則通告制度：青キップ制度が適用されます。

▽警察官が故障などのため禁止に違反して駐車している車を移動することができるようになり、この移動に要した費用は、その車の運転者などが負担することになりました。

▽児童、幼児などが乗降のため停車している通学、通園バスの横を通過する車は、除いて安全確認をしなければいけないことになりました。

▽マイクロスコープ(乗車定員十一人以上、二十九人以下)が大型自動車として扱われることになりました。現在、普通免許を持っていた人は昭和四十六年二月十九日までマイクロスコープを運転することができませんが、それ以後は大型免許を受けなければ運転できません。

# 差別をなくそう

日本国憲法は生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、更にすべての国民は法のもとに平等であることを保障しています。即ち現在の日本国憲法は明確に差別を生活の実際に於て否定しているわけ

です。しかしながら、われわれの社会には残念ながら色々な差別が依然として存在しています。つまり民主主義を日本国憲法の重要な柱として意義づけ、そのもとで社会も大きく進展して、い

ますが、その中で国民全部が必ずしも市民の権利や自由を十分に保障されていたといえないところがあるのです。それがいまだ大きく呼ばれている同和問題であります。

実際われわれが一見してそんな差別があるはずがないと思っている中で、就学、就職、結婚等いろいろな差別が残っているのです。しかもその根底には低い生活環境、職業構成、低い教育水準が重なり、なかなかぬけ出せない実態で存在していることです。

をはかり、社会的、経済的文化的に生活水準を向上せしめ、一般地区との格差をなくするための施策であります。

然し、これだけでは差別がなくなるものではありません。そこに慣習的に残ってきた地区の人々に対する偏見があります。それは全く科学的な根拠のない当時の為政者の策略によりつく

## 体育連盟だより

今年度より体育連盟の行事は青年団の行事も吸収して行われることになったので、これを機会にクラブ性を取り入れサークル活動として村民全般より同好の者が集まり、体育の練成を行なうと共にスポーツ精神のもとで、人間のふれあいをめざし、よりよい社会づくりに貢献がうことになりました。しかしクラブ結成には色々といつかしい点もあるので、取敢えず手ごろなものより始めましたが、既に

国民一人一人が差別に対する認識を高めて国民全部が市民の権利と自由を享受でき得る社会を作り出すよう心掛けねばなりません。この点と同和教育が必要となる

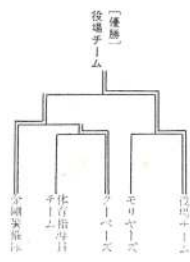
です。学校においては、すでに教育基本法の精神にのっとり人格完成の教育を目標にこの問題の研究を重ね、すでに副読本「にんげん」を配布し、学習の中で取り組むことになっていきます。われわれ社会人もこれに歩調をあわせ、一日も早く差別のない民主的で文化的な国家社会建設のため、政府の施策と一体となって、この問題解決に勇気をもってあた

らねばなりません。各部では大活躍をしております。以下その活動振りを紹介し、皆さんも進んでご加入下さいますことをお待ち申し上げております。

### ▽野球部の大活躍

村民野球大会を振出しにクラブ結成を目ざして応募したところ、四チーム七十余名の若人の参加をいただき体育指導員チームを加えて五チーム、六月二十八日(日)梅雨はれの灼熱せる太陽の下、中学校グラウンドにて大会を行ない、大好評

をいただきました。大会の結果は次のとおりです。



更に選抜チームを編成し数週にわたり日曜日を返上練習を重ね郡対抗試合には見事優勝を獲得し、更に郡代表チームとして郡市対抗試合に出場したが惜しくも敗退した。

なお、クラブの役員は次のとおり決まりました。

部長 喜田 肇  
副部長 山本 勝巳  
会計 保田 雄一

### ▽卓球部郡試合に個人優勝す

村内卓球大会を七月五日中学校体育館で実施、男女あわせて十二名の参加者により妙技を競った。参加者は少なくちよつと淋しく感ぜられたが、みな一騎当千の腕の持主ばかりで、八月九日開催の郡大会には団体

戦においては二位、個人戦において女子の前川恵子さんが見事優勝した。目下クラブの世話を岡本善三氏に依頼している。

### ▽信州の山まわり

信州の夏山は山に住むわれわれでも感激の極みであ



団であつたが、共にバスに揺られ汗を流し、語り歌いどけあつたグループが腹いっぱいになり吸い込んだ山のさわやかな空気がそぞろの村のスローガンである和の精神であろう。そこには秩序もあるが、決して重圧を感じない実に楽しい旅日記となった。

日程、経路は次のとおり  
八月七日 村役場発十九時 夜行  
八月八日 黒四ダム、立山 美ヶ原(泊)  
八月九日 上高地、上諏訪 霧ヶ峰、白樺湖(泊)  
八月十日 寝覚の床、帰還(二十一時)

なお、山岳同好会として次のとおり役員を決め、お世話願うことにした。

会長 田中 平治  
副会長 清井 醇一  
会計 保田 雄一

### 秋の国定公園金剛山紅葉祭り

期間 9月20日(日)11月23日(日)

ところ 金剛山上ロープウェイ広場

□ 期間中の催し  
9月20日(日) 金剛山クリ  
9月23日(祝) 拾い、いが  
あわせて十二名の参加者により妙技を競った。参加者は少なくちよつと淋しく感ぜられたが、みな一騎当千の腕の持主ばかりで、八月九日開催の郡大会には団体  
金剛登山々上一周遊歩ラ

# 国民年金がこんなに

## 有利になりました

老後のくらしや、病状また死亡などによって思いがけない人生の障害に見舞われたあとの生活の安定が、そこなわれないようにとの願いをこめた国民年金も、いよいよ明年より老令年金（拠出制）の給付が開始されますが、これにともない本年七月に、その内容が大幅に改善されました。その内容つぎのとおりです。

（内は改正前の金額）

### 老令年金

保険料

を二十五年以上納めた人に六十五才から支給されます

なお、この二十五年の期間は昭和五年四月一日生以前の人は年令に応じて二十四年から十年まで短縮されます。年金額は十年の場合六万円（二万四千円）、二十五年の場合九万六千円（六万円）、四十年の場合十五万三千六百元（九万六千円）です。

### 通算老令年金

他の公的年金の加入期間と国民年金の期間を合わせて、二十五年以上納めた人に六十五才より支給されます。

### 障害年金

保険料を忘れずに納めていて、ケガや病状のため体が不自由になったときに支給されます。年金額は一級の重い障害の場合十二万円（七万二千元）二級の場合

九万六千円（六万円）です。

### 母子年金

保険料を忘れずに納めていた妻が夫を失い、十八才未満の子供を養うときに支給されます。なお、この子供が一定以上の障害者である場合は二十才まで延長されます。年金額は子供一人の場合九万二千二百円（五万五千二百円）で子供が一人増すごとに年額四千八百円加算されます。

### 準母子年金

保険料を忘れずに納めていた女の人が夫や息子を失い、十八才未満の孫や弟妹といっしょにくらしているときに支給されます。年金額は母子年金と同額です。

### 遺児年金

保険料を納めていた父や母が亡くなったとき残された子供が十八才未満の場合年額九万二千二百円（三万円）支給されます。なお子供一人増すごとに四千八百円加算されます。

### 寡婦年金

老令年金を受ける資格のある夫をなくしたとき十年

以上連れそって来た妻に六十才から六十五才まで夫の老令年金の半額が支給されます。

### 死亡一時金

三年以上、保険料を納められた人が、どの年金も受けないで死亡された場合、その遺族の方に一時金として一万円（五千円～七千円）支給されます。

### 所得比例制の導入

（45年10月）  
また本年十月より新たに所得比例制が導入されます。

これはいままでの定額保険料四百五十円のほかに、月額三百五十円を納めていたとく、六十五才から二十五年納付の場合で五万四千円、四十年の場合で八万六千四百円が上積みされます。この制度は任意加入です。本人の意志により加入してもしなくてもよいことになっています。

## 福祉年金の支給額が上る

このたびの国民年金の法律の改正にもない福祉年金の年金額も引き上げられました。（45年10月分より）

|         | 改正前    | 改正後    |
|---------|--------|--------|
| 老令福祉年金  | 21,600 | 24,000 |
| 障害福祉年金  | 34,800 | 37,200 |
| 母子福祉年金  | 28,800 | 31,200 |
| 準母子福祉年金 | 28,800 | 31,200 |

母及子福祉年金について、母子福祉年金に4,800円加算され、母子福祉年金に1人増すごとに4,800円加算されます。

## 未加入の方は

### 今すぐ役場年金係へ

以上のように国民年金は非常に有利になりました。また、これからも国民生活の実状に応じよう順次改正されていきます。

自家営業の商店、農林業にたずさわっている人やその従業員の人で、まだ加入されていない人は、いざというときではおそすぎます。いますぐ加入の手続をさすようお知らせします。

### 保険料は毎月末まで

また、現在加入されておられる方の保険料が本年七月より一律四百五十円になり、いままでのように何カ月間を一度に納められていた方は相当の金額になります。すから、できるかぎり毎月末までに納めていただくようお願いいたします。

## 高令任意の継続加入は本月かぎり

現在、五十九才から六十四才までの人（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人）で、国民年金が始まった昭和三十六年に任意加入して、その後国民年金から脱退した人に、再び加入の取り扱いをしています。これに加入しますと、以前の国民年金の資格が継続されて、老令年金を受けることができます。その旨

はつぎのとおりです。

◎掛金は月四百五十円  
◎申し出期間は、昭和四十五年九月三十日まで

◎掛金を納める期間は、昭和三十六年四月分から十年間、またはその間他の公的年金の期間を合わせて十年間になるまで

◎年金額は、掛金を納めた期間が国民年金だけで十年の場合六万円。昭和三十六年四月以降に他の公的年金加入期間があった場合は、通算老令年金が支給されます。

◎加入申し出をした日以前の空白期間の掛金を納められる期間は、昭和四十七年六月三十日までか、あるいはそれまでに六十五才になる人は前日まで

◎厚生年金などの退職老令年金を受けることができず、人は加入できません。この有利な老令年金が受けられるチャンス逃がさないよう、いますぐ役場国民年金係へ申し出て下さい。

時効になった掛金が納められるようになりました

現在、五十九才から六十四才までの人（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人）で、国民年金が始まった昭和三十六年に任意加入して、その後国民年金から脱退した人に、再び加入の取り扱いをしています。これに加入しますと、以前の国民年金の資格が継続されて、老令年金を受けることができます。その旨

## 個人事業税の減免のお知らせ

所得金額（事業主控除前の所得金額とし、事業の所得金額以外に所得金額がある場合は合計所得金額）が年百万円以下の方で、それの実状に応じて昭和四

十五年度個人事業税が減免されることになりました。詳細につきましては、役場税務課へお問い合わせ下さい。

国民年金の掛金は、毎年四月、七月、十月、一月の各月末までに、三カ月分ずつ納めればよいことになっていますが、この期限を過ぎて二年たつと時効になって納められなくなります。しかし、できるだけ多くの人に老令年金を受けていただくために、今度法律が改正されて、本年七月一日から二年間に限り、特別に過去の時効になった期間の掛金を、月四百五十円の割で納められるようになりました。

老令年金は、普通二十五歳掛金を納めた人に支給されますが、納めた期間が長ければ、それだけ有利な高額の老令年金を受けることができます。とりわけ昭和五年四月一日以前に生まれた人は、年齢によって納めなければならない期間が決められています。滞納のままにしておくと、老令年金は受けられない場合も生じますので特に注意して下さい。

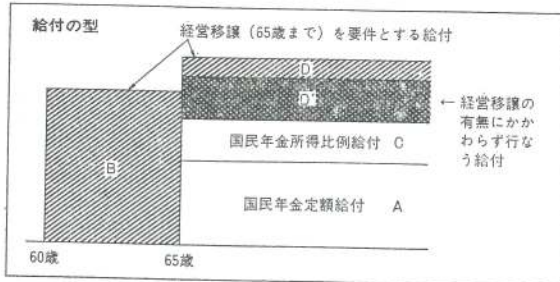
くわしいことは役場国民年金係へお問い合わせ下さい。

しかも年金額は、5年拠出で普通の年金の10年掛金分、10年拠出で13年掛金分と同じ給付が受けられる有利な仕組みになっています。

## どの位の年金がもらえるか

さて、いちばん関心のある年金額です。まず、下の図をみてください。

全体的にいえば、斜線の部分が農業者年金です。さらに網の目になった部分が、農業者年金ですが、経営移譲の有無にかかわらず給付される分です。



まず、60歳までに経営移譲すれば60歳から、60歳から64歳までの間に移譲すればその時点から年金の給付がはじまります。

そして、65歳になると、国民年金の給付が開始されますからこれと合流して、網の目と斜線の4階建ての給付をうけます。経営移譲しなかった人は、3階建ての給付がはじまるということです。

つぎに、具体的な給付の額ですが、下の表で説明しましょう。

給付の月額

|           |                         | 加入員期間   |          |          |          |
|-----------|-------------------------|---------|----------|----------|----------|
| 給付の種類     |                         | 5年      | 20年      | 25年      | 30年      |
| 60～64歳の給付 | 経営移譲を要件とする給付 B          | 円 8,000 | 円 16,000 | 円 20,000 | 円 24,000 |
| 65歳以降の給付  | 経営移譲 (65歳まで) を要件とする給付 D | 円 800   | 円 1,600  | 円 2,000  | 円 2,400  |
|           | 経営移譲の有無にかかわらず行なう給付 D'   | 1,000   | 4,000    | 5,000    | 6,000    |
|           | 国民年金所得比例給付 C            | 900     | 3,600    | 4,500    | 5,400    |
|           | 国民年金定額給付 ※ A            | 6,000   | 9,600    | 11,200   | 12,800   |
| 計         |                         | 8,700   | 18,800   | 22,700   | 26,600   |

※国民年金定額給付は、36年発足のため、加入員期間に10年分を加えて計算されている。  
国民年金定額は、25年拠出（最低資格期間）で月額8,000円、30年で9,600円、35年で11,200円、40年で12,800円となる。

〔算式〕 (納付月数×320円)＝給付年額

農業者年金の最低資格期間20年の人が、60歳で経営移譲すれば、経営移譲の年金16,000円（月額）の給付がはじまります。そして、その人が65歳になると国民年金定額給付9,600円（この表では※印の説明のように10年分プラスになっている）と、同所得比例給付3,600円（これは農業者年金と同時発足で20年分）、それに経営移譲の有無にかかわらず給付

されるいわゆる自前の付加年金4,000円、さらにこれまで受けてきた経営移譲給付の1割1,600円の合計18,800円が給付されることになります。もちろん奥さんには、別に65歳になると国民年金の定額部分（30年拠出で9,600円）が別に給付されます。

給付水準の場合は、拠出期間25年でみますから、経営移譲給付は20,000円、65歳以降は22,700円となります。

また、加入員期間5年の欄の経営移譲を要件とする給付は、さきにのべた過去勤務の年金のことで、5年で8,000円、つまり右の欄の20年分の給付16,000円の半分、10年分ということでその有利さが一目瞭然です。

## 掛金はいくらか

これも関心のマツ。しかも、これは国庫負担がいくなるかによって本人負担がきまりますので、こんどの予算編成のときいちばん注目されたところでした。結局、42%の国庫負担（一部は給付時負担ということで、将来、年金を給付する時、国庫が負担する）が決まり、本人負担つまり掛金は、月額750円となりました。もちろんこれは農業者年金分ですから国民年金の掛金は別になります。それを合わせると夫婦で月額2,000円の掛金となります。

|            |      |
|------------|------|
| 主人の国民年金定額分 | 450円 |
| " " 所得比例分  | 350円 |
| 妻の " 定額分   | 450円 |
| 主人の農業者年金分  | 750円 |

## 相談日と担当者

| 12月   | 11月   | 10月   | 9月    |
|-------|-------|-------|-------|
| 10日   | 10日   | 12日   | ／     |
| 矢赤倉 阪 | 浅道井 城 | 彼新塚 田 | ／     |
| 21日   | 20日   | 20日   | 21日   |
| 井奥本 田 | 田内中 田 | 植奥野 田 | 矢赤倉 阪 |
| ／     | 30日   | 30日   | 30日   |
| ／     | 大山橋 中 | 松東本 条 | 井奥本 田 |

九月から十一月までの心配ごと相談日程は、つぎのとおりです。どんなことでもご相談に応じますから、お気軽におこし下さい。

▽場所 庁舎別館（診療所二階）  
▽時間 午後一時三十分より三時まで

## 心配ごと相談日

# 大阪府心身障害者 共済制度実施

現在、心身障害者をもつ保護者の方にとって最も大きな悩みは、自分の死後残された障害者を誰が保護し面倒を見てくれるかということだ。

そこで大阪府ではこのほど有利な掛金で、大阪府心身障害者扶養共済制度という障害者の保護者を被保険者として共済保険制度を実施しています。

この制度は保護者に万一のこと（死亡または廃疾）があった場合、あとに残された障害者に年金（月額二万円）を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ろうとする趣旨で行なわれており、加入条件はつき通りです。

## ▽心身障害者の保護者であつて

(1)大阪府内に住所があること

(2)四十五才未満であること（但し昭和四十六年三月までは六十五才未満）

(3)特別な病気や障害がないこと

▽当該保護者とは現に心身障害者を扶養している人

## ▽当該心身障害者とは

(1)心身障害者の配偶者  
(2)心身障害者の父母、兄弟、姉妹、祖父母またはその他の親族

(1)精神薄弱者  
(2)一級から三級までに該当する身体障害者  
(3)身体または精神に永続的な障害があり、その程度が(1)(2)と同程度のもの

◎なお申込みは千早赤阪村役場福祉係で受け付けております。

## 役立っている国民年金

先に奥千早地区簡易水道改良事業につきまして本年

三月発行の（広報ちはやあかさか）に掲載致しました



千早地区水源地

とおりの水道施設工事に際し、関係官庁各位の並々ならぬご尽力とご協力により、おかげをもちまして全村水道設備は完備いたし、現在、順調に給水しています。

このような公共施設事業財源の一部は

皆さんの国民年金積立金より国から融資をうけ、村の公共施設事業の主要な財源と相成っています。

国民年金は、ただ個人老後の補償のみならず日々の生活につながる国民年金を認識新たに一層のご協力をおねがいます。

## 大阪府

## 重度障害者(児)

## 給付金申請について

## ◆目的

この給付金は重度の障害者(児)に対し、その福祉の増進を願って大阪府が支給するものです。

## ◆受けられる人

毎年九月一日現在、大阪府下に居住し、住民基本台帳に掲載されており、つぎのいずれかに該当する人に支給します。

①身体障害者手帳をもっている一級二級の障害のある人

②知能指数が三五以下または同程度であると判定された精神薄弱の人(判定機関の判定書がいります)

## ◆金額

身体障害の人  
一級 年額 六〇〇〇円  
二級 “ 四〇〇〇円



給付金申請書(役場住民課にあります。)

②身体障害の人は身体障害者手帳

精神薄弱の人は後に掲げる判定機関の判定書(大阪府精神薄弱者更生相談所で、判定をうけたことがある人はその時の判定書の写しで結構です)

## ◆注意すること

①身体障害者と精神薄弱が重なっても二重には給付しません。

②住所はまちがいはなくはつきりと書いて申請して下さい。

③一人の障害者について二重に申請しないよう注意して下さい。

## ◆精神薄弱の人のために

精神薄弱の人の知能判定は次の機関でしてもらえます。早いに判定をうけましょう。

なお、昨年受給した人は再判定の必要ありませんのでその旨申し出て下さい。

## ◆判定機関

▽大阪府富田林児童相談所

富田林市寿町三一

▽富田林保健所

富田林市寿町

三一の三五  
くわしいことは役場住民課福祉係に相談下さい。

## ◆必要なもの

①大阪府重度障害者(児)

## ◆受付期間

毎年九月一日から十月三十一日まで

| 文書の種類                                                                                                                                           |                                                                                                 | 印紙税の額（通または一冊につき）                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 不動産などの譲渡契約書<br>（不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産<br>売買証書など）の設定または譲渡契約書、<br>土地の賃借権契約書、賃料または譲渡契約書、<br>賃貸借借約書、金銭借約書、住宅資金等借約書など）<br>運送借約書<br>（運送借約書、運賃借約書など）   | 契約金額が<br>一万円未満<br>一万円以上一〇万円未満<br>一〇万円以上一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一〇〇〇万円未満<br>一〇〇〇万円以上一億円未満<br>一億円を超えるもの | 非課税<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円 |
| 請負契約書<br>（工事請負契約書、工事注文書書など）                                                                                                                     | 契約金額が<br>一万円未満<br>一万円以上一〇万円未満<br>一〇万円以上一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一〇〇〇万円未満<br>一〇〇〇万円以上一億円未満<br>一億円を超えるもの | 非課税<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円<br>一五〇円 |
| 物品の切手<br>（商品券、贈答品引換券など）                                                                                                                         | 手形金額が一〇万円未満または<br>手形金額が一〇万円以上一〇〇万円以下<br>一〇〇万円以上一〇〇〇万円以下<br>一〇〇〇万円以上一億円以下<br>一億円を超えるもの           | 非課税<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円         |
| 債券、出資証券、社債券、受益証券                                                                                                                                | 券面金額が六〇〇円未満<br>六〇〇円以上一〇〇〇円以下<br>一〇〇〇円以上一〇〇〇〇円未満<br>一〇〇〇〇円以上一億円のものは<br>一〇〇〇円以上一億円のものは            | 非課税<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円                 |
| 合併契約書、定款<br>継続的取引の基本となる契約書<br>（代理店契約書など）                                                                                                        | 券面金額が一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一〇〇〇万円未満<br>一〇〇〇万円以上一億円のものは<br>一億円を超えるもの                                 | 一〇〇〇円<br>一〇〇〇円<br>一〇〇〇円<br>一〇〇〇円                    |
| 預貯金証書、貨物引換証、倉庫証券、船荷証券、質<br>保権証券、信用状、借付行為に関する契約書、質<br>保権証券、金銭貸借証券の寄託契約書<br>貸付書、金銭貸借証券の寄託契約書<br>貸付書、貸借契約書、使用貸借契約書（建物賃貸借契約<br>書、貸借契約書、住宅使用貸借契約書など） | 契約金額が一〇万円未満<br>一〇万円以上一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一〇〇〇万円未満<br>一〇〇〇万円以上一億円のものは<br>一億円を超えるもの                 | 二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円                        |
| 委任状、委任契約書                                                                                                                                       | もっぱら金銭の受領を委任する委任状で、<br>営業に關しないもの                                                                | 一〇〇円<br>一〇〇円                                        |
| 物品、有価証券の譲渡契約書<br>（物品売買契約書、注文書など）<br>債權譲渡契約書、債權引受契約書                                                                                             | 契約金額が一〇万円未満<br>一〇万円以上一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一〇〇〇万円未満<br>一〇〇〇万円以上一億円のものは<br>一億円を超えるもの                 | 非課税<br>一〇〇円<br>一〇〇円<br>一〇〇円<br>一〇〇円                 |
| 配当金領收証、配当金振込通知書<br>金銭、有価証券の受取書<br>（金銭受取書、領收書など）                                                                                                 | 配当金額が三〇〇〇円未満<br>三〇〇〇円以上一〇万円未満<br>一〇万円以上一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一億円のものは<br>一億円を超えるもの                   | 非課税<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円                 |
| 預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険<br>料通帳                                                                                                                   | 受取金額が一〇万円未満<br>一〇万円以上一〇〇万円未満<br>一〇〇万円以上一億円のものは<br>一億円を超えるもの                                     | 非課税<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円<br>二〇〇円                 |
| 貸出通帳、預り通帳、金銭の受取通帳、家賃通帳<br>地代通帳など                                                                                                                | 一冊一年につき<br>一冊一年につき<br>一冊一年につき<br>一冊一年につき                                                        | 四〇〇円<br>四〇〇円<br>四〇〇円<br>四〇〇円                        |

# 国民健康保険料率決まる



④平等割三〇六三円  
以上の四方式により算出  
いたします。

**助産費支給額  
改正される**

国保被保険者が出産す  
れば助産費として、二、〇〇  
〇円支給されていましたが  
九月一日以降の出産につ  
いては、一、〇〇〇〇円支給

されることになりました  
なお、助産費の給付を受  
けられる場合は、  
国民健康保険被保険者証  
印鑑、保険料徴収袋  
右持参の上、住民課で請  
求手続をして下さい。

◎医療費は年々増加してお  
ります。受診は早い目に、  
適正に、そして無駄のない  
治療を致しましょう。

農地法第三・四・五  
二〇条  
許可申請について

従来、農地の売買(二条)農地以外のものに転用(四条)売買と同時に農地以外のものに転用(五条)、小作の契約および解除(二〇条)等の申請については事務局で許可申請書の代筆を行なっていました。が、十月一日より、この代筆を取り止めることになりましたのでお知らせ致します。

なお、詳細は農業委員会、事務局にお問い合わせ下さい。

## 小児マヒ

## 生ワクチンの投与

## 必ず服用を

最近、生ワクチンの普及により小児マヒにかかる子供は減っていますが、恐ろしいこの病気からお子さんを守るため、対象児には必ず服用させて下さい。

## ◇対象児

昭和四十四年七月一日～四十五年六月三十日生  
なお、対象児以外の方  
でいままで服用していない者 もしくは昨年服用

◇料金 無料  
◇日程 十月五日(月曜)  
午後一時半～二時半  
役場別館

二時半～三時半  
千早公民館  
四時～四時半  
奥千早診療所

## 胃集団検診

## 実施について

胃がんは、強く症状が出てからでは手おくれです。早期発見、早期治療が必要で、早く発見するためには、何の症状もないときから胃の検査をうける必要があります。

住民検診なら気軽にうけても、胃の検診という大儀におもわれる人があります。が、気軽に胃の検診をうけられるようおすすめします。早めの検診で健康を確かめ、しあわせな家庭を築きましよう。

実施期日 十月下旬  
検査費用 八百円(村より  
四百円負担します)

申込方法 九月三十日まで  
役場住民課または婦  
人会役員さんに申し  
込んで下さい。

## 赤ちゃん会

## 開催について

お宅の赤ちゃんは、お元気でですか。赤ちゃんについて  
の育児、健康相談などを  
実施いたしますので、最寄  
りの会場へお越し下さい。

九月三十日 一時半～三時半  
奥千早診療所  
十月 一日 一時半～三時半  
千早公民館  
二日 一時半～三時半  
役場別館  
なお、母子手帳を必ずご  
持参下さい。

## 長寿おめでとう

## みんなで明るい老後を

## 9月15日は敬老の日

九月十五日  
は敬老の日で  
す。多年にお  
たつて社会に  
貢献してきた  
老人をみんな  
こそって敬愛  
し、長寿をお  
祝いすると  
もに、健康で  
安らかな生活  
を保障されな  
ければなりま  
せん。

そのため五年前から九月  
十五日を「敬老の日」とし  
て国民の祝日に加えられ、  
その長寿を祝い広く国民が  
老人の福祉についての関心  
と理解を深める日でもあり

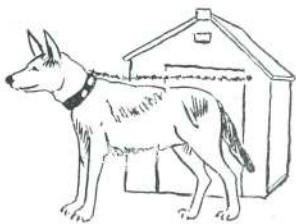
## 九月の月間映画館演

## 劇演芸場の老人優待

六五才以上の老人は映画  
館、演劇、演芸場に小人料  
金(一部を除く)で入場で

## 犬の放し飼いは

## やめましよう



最近、愛犬が増え、  
犬を飼われている家庭が

多くなっていますが、い  
まだに犬の放し飼いをし  
ている家庭が多く見受け  
られます。  
農作物および、ゴミ箱  
を荒したり、人を追っか  
けたり住民の方が困って  
おられます。私たちが安  
心して住める明るい村に  
するために、無責任な  
犬の飼いをやめ、夜間  
でも放し飼いをせず、正し  
くつないで飼って下さい

きます。

くわしくは役場福祉係ま  
でお問い合わせ下さい。(入  
場の際に必要な身分証明書を  
発行しております)

## 村及び婦人会より

## △敬老祝品の贈呈

(村及び婦人会)  
九月十五日現在七十五以  
上の老人に

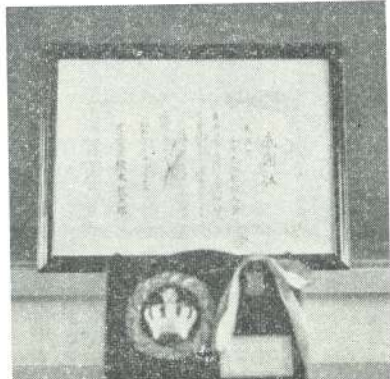
## △記念写真の贈呈(村)

明治二十七年九月十六日  
より明治二十八年九月十五  
日の間の出生者の老人

## △木杯の贈呈(村)

明治十四年九月十六日よ

## 「婦人会に大臣賞」



当村婦人会員  
八八九人のみな  
さん方の長年に  
わたり、道路清  
掃に奉仕いただ  
いた顕著な功績  
が認められ、さ  
る八月三十一日  
根本龍太郎(建  
設大臣)より千  
早赤坂村婦人会  
に感謝状ならび  
に楯を受賞され  
ました。

## 便利になった

## 出生、死亡届

出生、死亡の届出を便利  
にするため、このほど戸籍  
法の一部が改正され、事件

り明治十五年九月十五日の  
間の出生者に(本年該当者  
なし)

## △村長の慰問

九月十五日現在、九十才  
以上の老人に、村長が慰問  
しその長寿を祝い、金一封  
を贈る

## 最高令者は九十三才

## の吉岡さん

当村九十才以上の高令者  
は、九十三才になれる吉  
岡ウタさんと九十一才にな  
られる大橋コイノさんの二  
名です。

発生地のほか出生者および  
死亡者の本籍地、または現  
住所地の役場でも届出がで  
きることになりました。

届ける市町村に本籍のある  
ときは一通、ないときは二  
通必要です。  
◎出生届 生まれた日から  
十四日以内に届けて下さい  
◎死亡届 死亡した日から  
七日以内に届けて下さい。

# 農地法の一部が

## 国会で成立される

十月から実施

### ①上限面積の制限を廃止

これまで農地を買ったり、借りたりするときは内地で三ha（大阪の場合は一ha）をこえる場合は買受人が主として自家労力で効率的な経営を行なうことができなかったが、今度の改正によって経営主または世帯員が常に農業に従事するならば農地の権利取得は無制限に認められることになった。

### ②下限面積の制限の変更

現行法では農地の権利を得ようとする農家が三十アール以上の農地を持っていれば新たに権利を取得することができた。ただし施行令で新たに農地を取得した後に三十アールになれば権利取得が認められていた。今度の改正によって権利取得後に五十アールとならなければ新たな権利を取得することができない。こういう改定を行なったのは零細な農業経営が再生産されるのを防ぐというのと、こ

数年、第二種兼業農家の経営規模が底上げしてきているので、これに対応しようということによる。

### ③創設農地の貸し付けが許可されます

農地改革によって自作地になった農地は、永久に貸し付けることができないが、今度の改正によって売り渡しを受けて十年経過したものは、自由に貸し付けができるようになった。

### ④通勤耕作に制限

いままでは農業生産が低下すると思われる場合に農地等の取得の権利が認められないという漠然とした取りきめしかなかった。このため、とくに都市近郊地域では、農地転用資金で遠くに農地を買いかえ、そこを荒し作りにしたままという例が多かった。これに対して農地を効率的に利用するため耕作者の通常の通作距離を基準に判断し、これを著しくこえる場合には道路の整備状況、栽培作目の種類などを勘案して権利取得を認めるということになった。

### ⑤農地の権利移動の許可権が大幅に農業委員へ

現行法では賃借権または使用貸借による権利移動は農業委員会が所有権などの権利移動は知事がそれぞれ許可権をもっていた。これが今度の改正では農業委員会の管轄区域内に居住する農家がその区域内の農地の権利を取得する場合に農業委員会がその他の場合には知事がそれぞれ許可権をもつことになった。

### ⑥これから新たに生まれる小作地について小作料の統制を廃止し標準小作料を定める

いまの小作料は農地等級ごとに公定小作料が定められているが、今度の改定でこれが全部廃止された。これにかわって各農業委員会がその区域の実情に応じて標準小作料を定め、これを基準にして小作料を支払うことになった。ただし不当に高い小作料に対しては適正な水準にするよう農業委員会が勧告できることになっている。また小作料が経済事情に合わない場合は、地主、小作双方が増額または減額の請求を相手方に行なうことができるようになった。

### ⑦農業委員会による仲介制度

農業委員会法によって農業委員会が紛争の調停などを行なっているが、現行農地法にはこの規定はない。農業委員会の業務範囲として認められているだけである。これが今度の農地法改正によって農業委員会による紛争の仲介が明確に制度化された。このやり方は紛争事件ごとに農業委員会の会長が三人の農業委員を仲介委員として指名し、この三人が処理に当たる。

### ⑧賃貸借の解約制限を緩和

いまの制度では、小作地

## 「防犯」

## 戸締りにご注意を

### ▽昼間の戸締り

①使用しない部屋の窓などは、できるだけしっかりと戸締りしておく。

②出入口の用心くさりも使わないと役に立たない、日本人の長い習慣として訪問客に戸をあけないで応待するのは失礼だといふ觀念があるが、用心くさりをしたまま訪問者を確かめ、その後で戸をあける習慣をつければ自然に

### ▽就寝時の戸締り

訪問者の方もなれてきて不快な念をもたない。

①だれが戸締りを確認してもよいようであるが、それではだれかしてくるだろうと軽く考えるようになり、結局はしてなかったという結果になることがある。普通主婦が確認することとし、できぬときは主婦に変わる者が確認するようにする。

②縁側や窓のつなぎ金具、浴室や勝手口、便所の窓等は、忘れやすいので念入りに、確認の必要がある。

### ▽外出時の戸締り

①家の内からする戸締りを確認した後は、出口として残っている一ヶ所だけ外から戸締りをするようになる。この戸締りは戸を閉めると自動的にかかる錠前とカギを使って錠をする錠前との二つは少くとも必要であるが、一度閉めた戸を開くかどうかを確認してみなければときには、かかり金が十分にまわっていないこともある。



たばこは  
村内で買いましょう

たばこ消費税として  
村の収入になります